



# 消費生活センターからのお知らせ

## ◆民法が改正され、成年年齢が18歳に引き下げられました

(令和4年4月1日施行)

成年年齢が18歳に引き下げられて以降、18歳、19歳の美容に関するトラブルが増えています。特に多いのが、脱毛やエステなどの若い世代に関心が高い分野での契約を巡る相談です。自分の意思でさまざまな契約ができるようになる新成人が、悪質業者のターゲットになっている実態も浮かんできています。よくあるトラブル事例を知って、被害を防ぎましょう。なお、未成年であったときに行った契約は未成年者取消権が使える場合がありますが、1円でも代金を支払ってしまうと契約を「追認」したことになります。未成年者取消権が使えなくなります。目黒区消費生活センターでは契約の知識を身につけてもらうため、リーフレット「成人になるあなたへ」を作成しています。ホームページ(右コード)でご覧になれます。



## はい 消費生活相談です

## 不用品回収サービス、安価な定額パックを申し込んだはずが、高額な料金を請求された?!



**Q** 引っ越しに伴い、インターネットで「定額1万円のパック料金、追加費用はいりません」の不用品回収の広告を見つけ、電話で申し込んだ。作業当日、事業者がトラックに積み込んだ後、回収費用とリサイクル料で10万円を請求された。引っ越しまで日時がなく、不用品を運び出さないと困るので、クレジットカードで決済したが納得できない。

**A** 事業者のホームページを確認すると定額パックで追加料金はなしと書いてありました。また分解・分別が必要だった場合は追加料金がかかる旨の記載もありませんでした。事業者はこの点を指摘し、消費者庁の注意喚起\*を説明し交渉した結果、作業料金は税込み1万1千円で決済し、残りは返金されることになりました。  
\*消費者庁の注意喚起  
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/028878/>



## めぐニャンからのアドバイス

一般家庭から出る廃棄物の収集・運搬には廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物処理の許可」または「市区町村からの委託」が必要です。インターネットやチラシ等で広告を大々的に出している事業者が、必ずしも一般廃棄物処理業の許可業者とは限りません。まずは区が提供する窓口(目黒区粗大ごみ受付センター 03-5715-0053)に余裕を持って依頼しましょう。不用品の回収を区以外に依頼するには、不法投棄の懸念もあるので、区のホームページで確認するか、または窓口にて問合せ、一般廃棄物処理業の許可業者を探すとともに、複数社から作業内容や料金を明確にした見積りを取り、追加料金の有無やキャンセル料等を十分に確認しましょう。

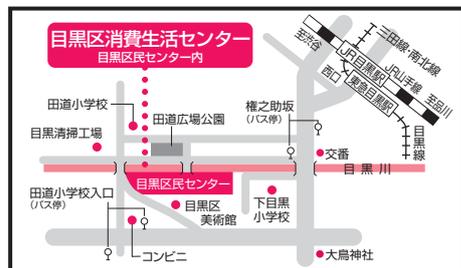
回収当日は作業前に改めて料金や作業内容を確認しましょう。その際、見積りや作業内容の変更を提案されて納得できない場合は、きっぱりと断りましょう。作業中や作業終了後に、事前に聞いていない高額な料金を請求された場合は、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いを断りましょう。もしも支払いを迫る作業員の態度等に身の危険を感じる事があれば、警察に連絡することも一法です。

見積りに呼んだ事業者とその場で契約した場合や広告等の表示額と実際の請求額が大きく異なる場合などは、特定商取引法の訪問販売によるクーリング・オフ等が適用できる可能性があります。トラブルにあった場合や困ったときには、すぐに目黒区消費生活センター(03-3711-1140)に相談してください。

シグナル118号に関するご意見や今後の発行に関するご要望をお寄せください。

**発行** 目黒区消費生活センター  
(目黒区産業経済部産業経済・消費生活課)  
〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター内  
TEL: 03-3711-1133 FAX: 03-3711-5297

メールマガジンも配信しています。



目黒区 消費生活

検索